資料１

大阪府中央卸売市場業務規程の改正について

■改正の概要

（１）消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率が８％から１０％へ改正されることに伴い、消費税等を規定している条文の一部及び使用料について改正する。

（２）生鮮食料品等については、軽減税率（１０％→８％）が導入されることに伴い、売上高割使用料の算定基礎額について改正する。

■施行期日

平成３１年（２０１９年）１０月１日

■その他

　　　条例改正にともない、次の規則も同様に改正する。

　　・大阪府中央卸売市場業務規程施行規則